

○こうち人づくり広域連合職員定数条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 5 号

こうち人づくり広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は8人とする。

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。